

令和8年度東北森林管理局法律顧問業務に係る企画競争応募要領

1 総則

令和8年度東北森林管理局法律顧問業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

令和8年度東北森林管理局法律顧問業務は、国有林野事業等に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行うこととし、別添「令和8年度東北森林管理局法律顧問業務仕様書」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、472,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。ただし、予算総額は予定価格と異なります。

4 参加資格

本業務に応募できる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、競争に参加する者が、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有している者であること。
- (4) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定された資格を有する弁護士であること。
- (5) 弁護士法第20条1項に定める法律事務所が、東北森林管理局(秋田県秋田市中通五丁目9-16)から官用車で1時間以内の場所に所在すること。
- (6) 東北森林管理局長から、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

5 提出書類

(1) 企画書(様式第3号)

下記の内容を盛り込んだ企画書とすること。

- ① 過去に次のアからウまでに關する裁判を担当した場合、それぞれの実績
ア 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)

イ 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号。以下「国賠法」という。）第 1 条又は民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という。）第 709 条
ウ 国賠法第 2 条又は民法第 717 条

② 森林・林業・木材産業に関する知見（過去 5 年間の顧問業務、審議会等への参加実績、審議会において担った役割、森林・林業・木材産業に関する実績などがあれば記入）

③ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制

ア 相談業務を担当する弁護士の体制（担当が決まっているか。）

イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか。）

ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、ファックス、外部打合せへの出席等）

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料（基準に適合し認定されている者であることを企画書に記載。）。

(2) 提出者の概要（様式第 4 号）

経歴、顧問先・役職、事務所概要等が分かる書類

(3) 資格審査結果通知書の写し（申請中の場合は、その申請書）

(4) 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した見積書及び内訳書

6 企画書等の提出期限

(1) 提出期限：令和 8 年 3 月 10 日（火）17 時まで

(2) 企画書等の提出及び契約条項並びに企画書作成等に関する問合せ先

〒018-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9-16

東北森林管理局総務企画部総務課

電話：018-836-2013

担当者：総務企画部総務課秘書係

(3) 書類の提出部数

- | | |
|---|-----|
| ① 企画競争参加申込書（様式第 1 号） | 1 部 |
| ② 企画書（様式第 3 号） | 1 部 |
| ③ 企画書提出者の概要（様式第 4 号） | 1 部 |
| ④ 5 の(1)④で示すワーク・ライフ・バランス等の推進に係る
基準適合認定通知書等の写し（認定等を受けている場合） | 1 部 |
| ⑤ 5 の(3)で示す資格審査結果通知書の写し | 1 部 |

⑥ 見積書（経費内訳を含むもの）

1 部

(4) 提出に当たっての留意事項

- ① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- ② 郵送等による提出は認めるが（書留郵便に限る。）、提出期限までに東北森林管理局総務企画部総務課の担当者に到着しなかった場合は無効とする。
- ③ 提出された書類に不備があった場合には、無効とする。
- ④ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできないこととし、返還も行わないこととする。
- ⑤ 提出された企画書等は、非公開とする。
- ⑥ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は、全てを無効とする。
- ⑦ 企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第2号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとす。
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約事項（様式第2号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積りは無効とする。
- ⑨ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。
- ⑩ 東北森林管理局において、請負者の資格を有しないと判断された者が提出した書類は無効とする。

7 審査の実施

- (1) 審査は、企画審査委員会において、「令和8年度東北森林管理局法律顧問業務の企画審査について」に基づき、提出された企画書等の内容について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8 審査基準

企画提案書等の審査及び契約候補者の選定は以下の項目について審査するものとする。

(1) 採点項目

- ① 過去に次のアからウに関する裁判を担当した実績があること
 - ア 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に関する裁判
 - イ 国家賠償法(昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。)第1条又は民法(明治29年法律第89号)第709条に関する裁判
 - ウ 国賠法第2条又は民法第717条に関する裁判
- ② 森林・林業・木材産業に関する知見を有していること
(過去5年間の顧問業務、審議会等への参加実績、審議会において担った役割、森林・林業・木材産業に関する実績の重要度等について、企画書により総合的に判定する)
- ③ 相談業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
 - ア 相談業務を担当する弁護士の体制（担当弁護士を決めているか）

イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）

ウ 相談事案に関する態様

④ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、下記ア～ウの法令に基づく認定を受けているか

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定

・えるぼし認定企業 1段階目 ※1

・ 〃 2段階目 ※1

・ 〃 3段階目

・プラチナえるぼし認定企業

・行動計画 ※2

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※2 女性活躍推進法第12条の認定に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

・くるみん認定企業

・プラチナくるみん認定企業

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

・ユースエール認定

(2) 8の(1)の①から④までの各項目の採点を合算した点数を総得点として、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 総得点が同点の場合、8の(1)の①と②の合計点数の高い者を契約候補者とする。

なお、それでも点数に差がない場合は、見積金額が低い者を契約候補者とする。

9 審査結果の通知

審査結果については、7の企画審査委員会の実施から10日程度で全ての企画提案書等の提出者へ通知します。

10 契約の締結

支出負担行為担当官東北森林管理局長は、契約候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

11 その他

(1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。

(様式第1号)

企画競争参加申込書

令和 年 月 日

東北森林管理局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度東北森林管理局法律顧問業務に係る請負契約者の選定企画競争に参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 令和8年度東北森林管理局法律顧問業務に係る企画書
- 2 提出者の概要
- 3 令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資料）の写し
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る基準適合認定通知書等の写し（認定等を受けている場合）
- 5 見積書（経費内訳含む）

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX : /
e-mail :

(様式第2号)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

(様式第3号)

企 画 書

(東北森林管理局に関する法律顧問業務)

ふりがな		電話	
氏 名		FAX	
ふりがな			
所属事務所名			
メールアドレス			

<企画書作成について>

下記の内容を盛り込んだ企画書とすること。

- ① 過去に次のアからウまでにに関する裁判を担当した場合、それぞれの実績
 - ア 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）
 - イ 国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。）第1条又は民法（明治29年法律第89号。以下「民法」という。）第709条
 - ウ 国賠法第2条又は民法第717条

- ② 森林・林業・木材産業に関する知見
(過去5年間の顧問業務、審議会等への参加実績、審議会において担った役割、森林・林業・木材産業に関する実績などがあれば記入)

- ③ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
 - ア 相談業務を担当する弁護士の体制（担当が決まっているか）
 - イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）
 - ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、ファックス、外部打合せへの出席等）

- ④ ワーク・ライフ・バランス等の推進

① 過去に次のアからウまでに關する裁判を担当した場合、それぞれの実績

ア 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

実績件数： 件

概要：

イ 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号。以下「国賠法」という。）第 1 条又は
民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という）第 709 号

実績件数： 件

概要：

ウ 国賠法第 2 条又は民法第 717 条

実績件数： 件

概要：

② 森林・林業・木材産業に關する知見

（過去 5 年間の顧問業務、審議会等への参加実績、審議会において担った役割、
森林・林業・木材産業に關する実績などがあれば記入）

実績件数： 件

概要：

③ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制

ア 相談業務を担当する弁護士の体制（担当が決まっているか。）

イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか。）

ウ 相談事案に関する態様

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料（基準に適合し認定されている者であることを企画書に記載する。）。

年	月	学 歴・職 歴

その他（事務所概要等）

--